

令和8年度メタバース合同企業説明会業務委託基本仕様書

1 目的

対面式と比較して参加しやすく、また、参加者の居住地に制約されることなく参加可能なメタバース空間を活用した次世代型の合同企業説明会を開催し、より幅広い学生等と県内企業とのマッチングを促進することで、若者等の県内回帰及び定着を推進すること目的とする。

2 委託業務名

令和8年度メタバース合同企業説明会業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 メタバース合同企業説明会の概要

(1) 実施コンセプト

場所や時間を選ばず気軽に参加できるメタバース空間を活用し、県で合同説明会を開催している首都圏以外の遠方からの参加者や就職活動で多忙な学生等にも参加機会を広げることで、県内企業と就職希望者のマッチングを促進するとともに、遠方からのUIターン就職の促進を図る。

(2) ターゲット

主なターゲットは令和10年3月卒業予定の学生、社会人（第二新卒を含む）とするが、令和11年卒業の学生等、山形県内へのUIターンに興味がある者を幅広く対象とする。

(3) 開催時期及び開催時間

令和9年3月6日（土）午前10時から午後4時まで

(4) 出展企業

山形県内に事業所を有する企業等75社程度。

なお、出展企業は委託者が募集、決定を行う。

5 委託内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

また、詳細については別紙のとおりとする。

(1) メタバース空間における合同企業説明会企画運営業務全般に関すること

委託者と連携し、県内企業と求職者のマッチング機会が創出できる合同企業説明会を企画運営する。

(2) 合同企業説明会の周知用資料の作成に関すること

委託者と連携し、広報用画像データ、出展企業一覧データ、特設サイトを作成する。

(3) 参加者アンケートに関すること

参加者アンケートを実施し、集計を行う。また、参加者の同意に基づき、企業に参加者の個人情報提供を行う。

6 委託者の役割

本業務での、委託者の役割は以下のとおりである。

(1) 運営に係る補助

(2) 合同企業説明会の周知・広報

(3) 参加企業の募集・決定

(4) 報道対応

7 状況報告等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、委託者の定める方法により速やかに報告すること。

8 業務完了報告書の作成

(1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

- (2) 業務完了報告書には、事業の内容や参加者数、空間内の記録写真（画面キャプチャ等）、制作物、参加者アンケートの結果等を含むこと。

9 特記事項

- (1) 受託者は、この事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 業務にあたっての資料及び成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵してはならない。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属する。
- (5) 委託事業実施にあたっては、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図るとともに、別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (6) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者に報告すること。
- (7) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (8) 本事業は内閣府の「令和8年度地域未来交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。

ア 機器・器具等の調達に要する経費

必要となる機械・器具等（消耗品を除く。）については、リースやレンタルで対応することとする。

イ 関係書類の整備

本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、山形県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。

10 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議すること。

(別紙)

1 メタバース空間の仕様について

メタバース空間は以下の仕様を満たすプラットフォームで作成すること。

(1) プラットフォーム

日本国内の事業者が提供するものを使用すること。

(2) 動作環境

アプリ不要のブラウザ (Google Chrome / Firefox / Safari) で動作するものであり、PC (Windows / Mac)・スマートフォン (Android / iOS)・タブレットのいずれの環境でも不具合なく動作すること、かついずれの環境にも最適化 (フォントサイズ、リンクボタン等のサイズ、文字入力等) されていること。

可能であればヘッドマウントディスプレイなどのバーチャルリアリティ (VR) 機材やゲームハードなどのデバイスからもアクセスできるメタバース空間を構築すること。

使用する全てのソフトウェア・技術等については、システムの拡張性や信頼性、他のシステムとの親和性等を考慮し、可能な限り標準的な技術を用いること。

(3) 空間デザイン

自由度の高い空間デザインが可能であること。

(4) 同時アクセス等

常時アクセス数や同時接続数などが本イベントを実施するにあたり不足がないこと。

(5) 音声での会話機能

音声での会話ができる機能を有すること。なお、音声会話機能では近づくと大きく聞こえ、遠ざかると声も遠ざかるような現実に近い会話ができる仕様であること。

(6) チャットでの会話機能

チャットでの会話ができる機能を有すること。

(7) 強制退室機能

他人を攻撃する発言をするなどの不適切なユーザーを強制退室できる機能を有すること。

2 メタバース空間作成に関する業務

受託者は以下の要件でメタバース空間を作成するものとする。なお、空間の作成イメージについては委託者と協議の上で空間を作成すること。

(1) 利用可能なアバターの種類は 30 種類以上とすること。

(2) 参加者がリアクションを行うことができる機能を 1 つ以上そなえること。

(3) 企業の採用に係る業務 (個別説明等) がスムーズに進行できるよう安定した空間を整備すること。

(4) 1 つのエリア (ルーム) に対し、20 人以上が同時入室可能な空間を作成すること。

(5) エントランス、企業ブースなど複数エリアを作成すること。

(6) メタバースに不慣れな者でも操作ができるように、わかりやすい空間設計 (参加者がメタバース空間上で迷わないような空間設計) とすること。

(7) アバターを通じて気軽に企業説明会や交流会等が実施できるよう操作性、音声、表示などわかりやすいものとする。

(8) メタバース空間内は、アバターを介してコミュニケーション (音声、チャット) が可能な空間設定にすること。また、管理者権限でコミュニケーション機能を設定 (参加者はオフにする等) できるような空間にすること。

- (9) 参加者の増加に対して、適切に対応できる仕様とすること。
- (10) 各エリアにエントランスエリアに戻れるような機能を設けること。
- (11) 各エリアの移動（画面遷移）はできる限り少なくなるよう空間を設計すること。
- (12) 各エリアの移動（画面遷移）はできる限りシームレスにできること。
- (13) エントランスエリアは参加者数に応じて、同時入室時にも狭くない広さとする。
- (14) 企業及び参加者が、メタバース全体及び各エリアの現在人数を確認できる機能を備えること。
なお、表示方法はメタバース内に限定せず、別ページでの確認でも可とする。
- (15) 事業実施にあたり、メタバース空間での不具合などが起きた場合の対処についても検討し、不具合発生時等には対応すること。
- (16) 空間の軽量化について工夫すること。
- (17) 可能な限り、これまでに他自治体等で公開・実施されたメタバース空間・バーチャル施策との差別化を図ること。
- (18) ユニバーサルデザインを考慮すること。
- (19) 企業ブース内に動画、画像、資料等の素材を設置できるようにすること。
- (20) 開催 14 日前までに企業ブースの装飾が終了し、開催 7 日前には参加者にメタバース空間を事前公開できるようにすること。
- (21) 開催後、契約終了日まではメタバース空間を公開し自由に閲覧できる状態にすること。

3 合同企業説明会企画運営業務全般に関すること

(1) 人員配置

受託業務については委託者との連絡調整を緊密に行うため、受託者の事務所等に専属の担当者を置くこと。

なお、次の実務経験及び実務実績を満たす従事者をそれぞれ 1 名以上配置すること。

① 実務経験

メタバース用 3DCG 空間の制作に関して実務経験がある者。

② 実務実績

メタバース空間内で出展企業 75 社以上かつ参加者 100 人以上の規模の合同企業説明会や展示会を企画運営した実績を有する者。

(2) 実施体制の構築

次の各号に掲げる要件を満たす体制を構築すること。

① 企業ブース等を再現したメタバース空間や AR 等のコンテンツの制作に関するノウハウや知見を有すること。

② メタバース空間において、イベント運営の実績を有していること。

③ 業務に応じて、部門責任者及び専門的な知識を有する者等を配置し、関係者と協議する体制を整備すること。

(3) 打合せの実施

受託業務については委託者との連絡調整を緊密に行うため、受託者の事務所等に専属の担当者を置き、委託者と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し提出すること。

(4) 個人情報保護・法令遵守・苦情処理体制

個人情報管理に係る体制、法令違反を起こさないための社内体制及び取り組み、履行内容や従事者に対する苦情処理への対応について明確にすること。

(5) その他

上記のほか合同企業説明会の企画・運営検討上必要となる各種業務を行うこと。

- ① 受託者は、出展企業及び参加者の視点を十分に取り入れ、企業の魅力が的確に伝わるよう事業を企画・実施すること。
- ② 事業完了後、速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。

4 出展企業のサポートに関すること

(1) 出展企業のサポート

- ① 出展企業者向けのマニュアルを作成すること。
- ② 出展企業のブース準備や操作補助等に対するサポート体制を構築し、出展企業から問い合わせがあった場合には、丁寧かつ迅速に対応すること。
- ③ 開催 14 日前までに企業ブースの作成及び装飾が終了するよう企業と調整すること。

(2) 事前説明会の開催

- ① 出展企業に対し事前に説明会を実施し、実際のメタバース空間を用いて、概要及び操作方法等について、模擬操作を交えながら説明を行うこと。
- ② 事前説明会については、複数回実施し、または説明会に出席できなかった企業に対しては個別にフォローアップを行うなど、必要な支援を漏れなく実施すること。

5 参加者の受付及びサポートに関すること

(1) 参加者の受付に関すること。

- ① 参加者は原則事前受付とし、氏名、年齢、既卒・学生の別、居住地、メールアドレス等必要な情報を聴取すること。また、参加者が円滑に申し込みできるよう、わかりやすい申込方法にするとともに、個人情報の取扱いについては、取得から利用、保管、提供、廃棄に至るまで適切な安全管理措置を講じ、漏えい、滅失、毀損等の防止に万全を期するとともに、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- ② 当日参加も可能とするが、当該参加者についても事前参加者と同様の情報を聴取すること。

(2) 参加者のサポートに関すること

- ① 参加者向けのマニュアルを作成すること
- ② 事前申し込みを行った参加者については、事前に参加者向けマニュアルを送付すること。

6 周知用資料の作成に関すること

(1) 広報用画像データの作成

メタバース合同企業説明会の周知に用いる広報用画像データを作成すること。なお、当該データはA4判両面印刷を想定したレイアウトとすること。

(2) 出展企業一覧データの作成

出展企業の情報を掲載した一覧データを作成すること。なお、掲載内容については委託者が指示する内容に基づくものとする。

(3) 特設サイトの作成

- ① メタバース合同企業説明会の特設サイトを作成すること。
- ② 開催概要、参加者の募集、出展企業の一覧その他必要な情報を掲載し、必要に応じて更新を行うこと。

7 合同企業説明会の当日運営に関すること

イベント当日のスムーズな運営が可能となるよう、これに係る以下の業務を実施すること。

(1) 運営体制

イベントの運営に滞りのないよう、受託者の責任において十分な人員を配置すること。

出展企業及び参加者向けの電話サポートやメタバース空間内でのサポートスタッフ、コンシェルジュ等を配置すること。

(2) 運営業務

出展企業や参加者が円滑に合同企業説明会の目的を達せられるよう、スタッフによるメタバース内での誘導や、事前・事後の参加者への説明等に遺漏ないよう周到に計画し、確実に実行すること。

(3) 当日の出展企業及び参加者へのサポート体制

① 当日、エントランスエリアにおいて参加者を集め、当日の概要説明、タイムスケジュールの説明、操作方法の説明、操作練習を実施すること。

② イベント当日の出展企業、参加者に対するサポート体制を確保すること。

③ イベント当日に参加者向けの操作研修等の時間を設けること。また、エントランスエリアに操作方法のマニュアルを掲示すること。

(4) 委託者へのサポート体制

① 事前に委託者向けの運営マニュアルを作成すること。

② イベント当日に委託者から要請があった場合には、速やかに対応できるよう必要な体制を確保すること。

8 参加者アンケートに関すること

参加者アンケートを実施し、必要に応じて企業に情報を提供すること。なお、個人情報の取扱いについては、取得から利用、保管、提供、廃棄に至るまで適切な安全管理措置を講じ、漏えい、滅失、毀損等の防止に万全を期すとともに、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(1) 参加者アンケートの実施

① 空間内において参加者にアンケートを実施すること。なお、アンケートの項目は委託者と協議のうえ決定するものとする。

② 参加者アンケートは、できる限り多くの参加者が回答するよう、回答を促す仕組みを設けること。

③ アンケートの集計については、委託者が別途指示する方法により行うこと。

(2) 個人情報の企業への提供

① 参加者の同意に基づき、参加者が希望する企業に対して、参加者の個人情報を提供すること。

② 前号による対応は令和10年3月以前に卒業予定の学生又は社会人に限るものとする。

③ 提供する個人情報の範囲、提供方法、提供時期及び参加者からの同意の取得方法については、委託者と協議のうえ決定すること。

9 その他

(1) 記録写真撮影

① ブース、イベント会場内風景等（参加者の状況のほかイベントの概要がわかるもの）を記録として写真撮影または動画撮影（画面キャプチャ）すること。

② 記録写真は電子媒体（JPEG形式）で提出すること。

(2) 事業報告

合同企業説明会終了後、開催の記録(写真等)及び参加者数、面談者数、アンケート集計結果、考察など参考となる事項を、遅滞なく委託者に書面及びデータにて実績報告書を提出すること。

(3) 再委託の禁止

受託者は、事前の承認があるときを除き、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限る、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(安全管理の確認)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。